

島根県のヘルスケア ビジネス創出の取組

島根県商工労働部産業振興課

島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業

「健康」をキーワードにした島根県ならではの新たなビジネスの事業化を支援

島根県ヘルスケア産業推進協議会

【目的】

「健康」をキーワードとして地域資源を活用し、多様な分野が連携した島根県ならではの先進的ヘルスケア産業の創出及び活性化により、産業振興と雇用創出を図る。

【構成員】

医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、社会福祉協議会、国保連、協会けんぽ、島根大学、県立大学、松江高専、金融機関、商工団体、観光連盟、市町村、県（商工労働部、健康福祉部）

【分科会】 113団体（平成31年3月現在）

企業、医療・福祉団体、高等教育機関、金融機関、商工団体、自治体等が参加

先進事例セミナー、アイデアソン等開催

【幹事部会】

ビジネスニーズの把握等



テーマ：
・健康経営
・生活支援、疾病・介護予防サービス
・ヘルスツーリズム

島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

【目的】

多様な分野が連携して行う、健康増進を目的とした高齢者の生活支援サービスなど、「健康」をキーワードにした島根県ならではの新たなヘルスケアビジネスの事業化を支援する。

マーケティングと事業化を重視した支援事業

【事業内容等】

島根発ヘルスケアビジネスの事業化に向けた取組を支援する。

1. 対象者
島根県内に事業所を有する中小企業者等の事業者

2. 事業内容

(1) 事業化支援枠

ビジネスプランの実証を行う事業
補助金額500万円以内
補助率1/2



(2) 可能性検証枠

市場調査や、医学的検証を行う事業
補助金額200万円以内
補助率1/2

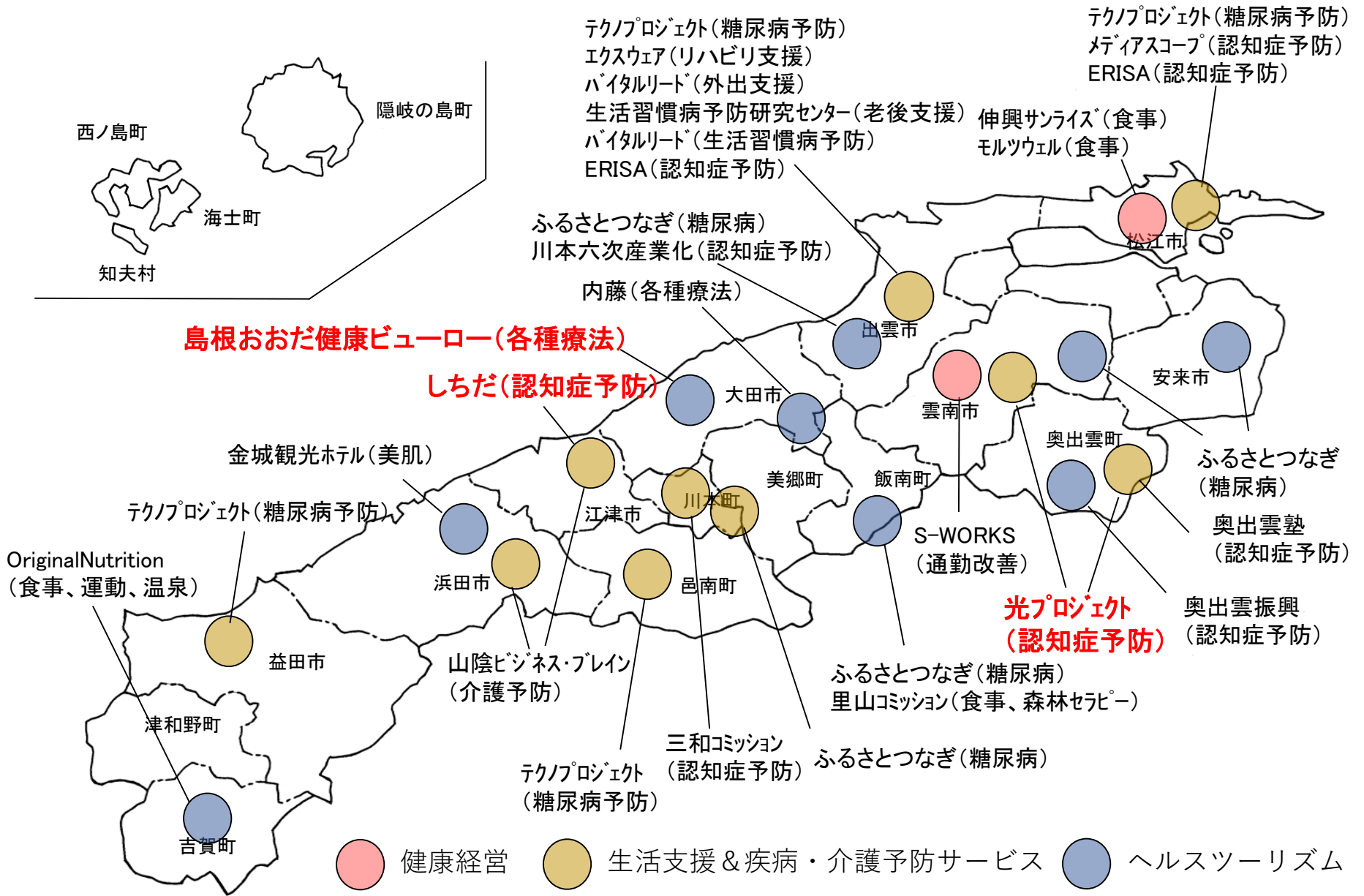
ビジネスプランの策定段階から事業化まで伴走型支援を実施

成果指標(2020年度末)

島根らしいヘルスケアビジネス創出件数 : 10件

産業振興と雇用創出を図り、もって健康長寿日本一に寄与する

島根発ヘルスケアビジネス支援事業の実施状況



○採択事業一覧

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiiki/healthcare//>

○島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

1 補助の目的

本補助金は、島根県ヘルスケア産業推進協議会との連携のもと、「健康」をキーワードに、島根県ならではの健康増進を目的とした旅行商品や高齢者の生活支援サービス等、多様な分野の連携によるヘルスケアビジネスを実施しようとする事業者に対し、事業化又は可能性検証に係る費用の一部を補助することで、島根県内におけるヘルスケア産業の振興を図り、もって健康長寿日本一に寄与することを目的としています。

○島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

2 補助対象者

補助事業者は、島根県内に事業所を有する次に掲げる事業者等とします。

- ・ 中小企業者（中小企業基本法に規定する中小企業者）
- ・ 事業協同組合
- ・ 企業組合
- ・ 一般社団法人、一般財団法人

○島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

3 補助対象事業

(テーマ)

- ・健康経営向けサービス
- ・生活支援、疾病・介護予防サービス
- ・ヘルスツーリズム

ア 健康をキーワードに、健康等の課題解決に繋がるものであること。

イ 事業化が示されており、将来的に継続的な収入が得られること。

ウ 個人情報保護が図られていること など

○島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

4 補助の区分、対象経費等

(1) 事業化支援枠＜補助金額 5 百万円以内 補助率 1 / 2 ＞

ヘルスケアビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業。

(2) 可能性検証枠＜補助金額 2 百万円以内 補助率 1 / 2 ＞

(1)に規定する事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業。 **※可能性検証枠⇒事業化支援枠は可能**

・ 補助対象経費（消費税等は除外）

旅費、会議費、謝金、借料、外注費、印刷製本費、賃金、通信運搬費、原材料費、消耗品費など

・ 補助事業期間 交付決定から平成32年2月28日まで

○島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

5 申請の流れ

書面審査申請書 ⇒ 書面審査 ⇒ 専門家個別面談

⇒ 交付申請書提出 ⇒ プレゼン審査 ⇒ 事業実施

(専門家による定期的な助言)

⇒ 事業終了 実績報告書の提出 ⇒ 事業成果報告会参加

(※可能性検証枠⇒事業化支援枠)

⇒ 交付申請書提出・・・書面審査は省略

【翌年度】

⇒ 継続審査会・・・専門家個別面談は省略

⇒ 事業実施 (専門家による定期的な助言)

※早期事業着手が可能